

**【注意喚起】日本産食品等に関する中国をはじめとする  
諸外国における輸入規制について**

2017年5月15日

さいたま商工会議所

中国をはじめとする諸外国では、日本産食品等に対して輸入規制が課せられており、特定の都道府県産の食品等については、通関時に政府作成の産地証明書等が要求されることがあります。

つきましては、この輸入規制への対応を目的に、当所の各種貿易関係証明をご申請される際には、以下の農林水産省のホームページにある「諸外国・地域の規制措置」をご参照いただき、必要に応じて政府作成の産地証明書等をご申請くださいますよう、よろしくお願いたします。

**<農林水産省ホームページ>**

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応」

**【「諸外国・地域の規制措置」をご覧ください】**

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_info/hukushima\\_kakukokukensa.html](http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html)

なお、政府作成の証明書等をご希望される際には、以下の農林水産省の「食品等を輸出する事業者の皆様へ（農林水産省からの重要なお知らせ）」をご参考ください。

**【農林水産省からの重要なお知らせ】**

「食品等を輸出する事業者の皆様へ」

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/pdf/syoumei\\_08\\_go.pdf](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/syoumei_08_go.pdf)

(ご参考)

台湾向け食品の輸出に関する産地証明については、以下のページをご参考ください。

「台湾向け食品の輸出に関する産地証明について」

[http://www.saitamacci.or.jp/proof/taiwan\\_scci.pdf](http://www.saitamacci.or.jp/proof/taiwan_scci.pdf)

**【本件担当】**

さいたま商工会議所 産業振興課

(担当：原田、渡辺(大)、島野、中村)

TEL 048-641-0084

FAX 048-643-2720